

寒川町地域防災計画修正の概要

1. 修正の趣旨

令和7年度寒川町行政組織見直し等に対応するため、寒川町地域防災計画に定める部課編成等を修正や神奈川県地震被害想定調査報告書の更新に基づく防災対策の推進等の防災環境の変化を踏まえた修正、また、町の配備体制を修正していく。

※詳細な修正は別添「②寒川町地域防災計画（地震災害対策計画） 新旧対照表」「③寒川町地域防災計画（風水害対策計画） 新旧対照表」「④災害対策本部事務分掌 新旧対照表」「⑤洪水・内水（雨水出水）時、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設」を参照。

2. 主な修正内容

(1) 部・課の新設・削除及び事務分掌の整理

町長室を新設。資産経営課、子ども政策課（部の名称変更）、生涯学習課を新設及び一部事務分掌の移行。倉見拠点づくり課を削除。

①部の新設（倉見拠点づくり課を削除し、町長室倉見拠点づくり担当へ移設）

部名	構成担当	事務分掌
町長室	秘書担当 倉見拠点づくり担当 特命担当	1 本部事務局の業務に関すること。 2 特命事項に関すること。 3 本部長及び副本部長の秘書に関すること。（秘書担当） 4 視察者、見舞者等の接遇に関すること。（秘書担当） 5 都市建設部の応援に関すること。（倉見拠点づくり担当）

②課の新設

部名	構成課	事務分掌
企画部	資産経営課	1 町有財産の被害の総括に関すること。
子ども育成部	子ども政策課	1 部内の調整に関すること。 2 要配慮者の支援に関すること。 3 応急保育に関すること。
教育部	生涯学習課	1 避難所の開設、運営に関すること。 2 応急教育に関すること。 3 文化財の保護に関すること。

(2) 課の移設及び事務分掌の整理

デジタル推進課を企画部から総務部へ移設。また、スポーツ課を学び育成部から町民部へ移設。

部名	課名	事務分掌
総務部	デジタル推進課	1 情報の収集及び整理に関すること。 2 情報システムの運用に関すること。
町民部	スポーツ課	1 施設の活用に関すること。

(3) 神奈川県地震被害想定調査報告書の更新に伴う修正

令和7年3月に見直された神奈川県地震被害想定調査報告書に基づき、被害想定等の更新箇所を修正していく。※詳細は別添「②寒川町地域防災計画（地震災害対策計画） 新旧対照表」を参照。

(4) 町の配備体制の修正

過去の災害等を鑑み、町の配備体制を以下のとおり修正していく。※赤字が修正箇所。

区分	種別	配備体制	配備時期
災害対策本部 設置前	事前配備	<u>災害対策本部事務局災害対策本部員</u> は参集するものとし、地震情報を町民に対して周知する。 情報の収集及び連絡体制をとるとともに、応急対策準備に必要な職員を配備する体制とする。 <u>また、災害対策本部員は、必要に応じて参集する。</u>	①町域で震度4を記録したとき。 ②南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。 ③その他状況により必要があるとき。
災害対策本部 設置後	第1号配備	局地的な災害に直ちに対処できる必要な職員を動員する体制とする。	①町内に局地的な災害が発生し又は発生するおそれが高いときで、本部長が必要であると認めたとき。 <u>②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。</u>
	第2号配備	①第1号配備体制を強化するとともに、拡大しつつある災害に対処できる体制とする。 ②第1号配備体制で動員された班にあっては、班員の全員を動員する。	①町の広い地域に災害が拡大し又は大規模な局地的災害の発生が予見され、本部長が必要であると認めたとき。 <u>②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。</u>
	第3号配備	要員の全員をもって当たる完全な体制とし、状況により各班も直ちに活動ができる体制とする。	①町の全域に災害が発生したとき。 ②町域で震度5弱 <u>以上</u> を記録したとき。 <u>③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表されたとき</u>

(5) 雨水出水浸水想定区域の指定に伴う修正

雨水出水浸水想定区域の指定に伴い、浸水想定区域内に存在する要配慮者利用施設の一覧を資料編に新規追加する。※詳細は別添「⑤洪水・内水（雨水出水）時、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設」を参照。